指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:平成21年8月28日

評価者: 市民・こども局こども本部公の施設管理運営調整委員会

1. 業務概要

施設名	母子生活支援施設ヒルズすえなが			
指定期間	平成17年4月1日 ~ 平成22年3月31日			
業務の概要	・ 児童福祉法に基づく母子保護と川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱に基づく緊急一時保護・ 関係機関との連携による入所者の自立支援・ 入所者への生活、就労、子育て等支援、指導			
指定管理者	名称 : 社会福祉法人 母子育成会 代表者:深瀬 亮一 住所 : 川崎区本町1-1-1 電話: 044-222-2171			
所管課	市民·こども局 こども本部こども支援部こども福祉課 課長:吉川 勉 (内線:43401) 担当 古川 恵(内線:43421)			

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等		
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	国基準(常勤7名)以上の職員(常勤8名)を配置し、安定した利用者支援を実施。 その他にも必要な非常勤職員を配し、夜間の緊急一時保護や必要な利用者への心理療 法並びに個別支援を実施している。		
2	当初の事業目的を達成す ることができたか。	仕様書の内容に沿って、日常的な母子生活支援、保育、行事による児童の福祉増進、 関係機関との連携を実施。自立までの平均入所期間は国平均に準じており、当初の事 業目的は達成されている。		
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安全・安心面への取り組みについては、地域ボランティアを活用した施設の破損箇所、不良箇所の迅速な修理、職員の巡回、センサーライト設置、入口のテレビモニター設置、夜間の職員配置の工夫により強化されている。		
4	さらなるサービス向上の ために、どういった教訓 や課題が導かれるか。	利用者アンケートを実施することにより、要望や意見を収集し、福祉サービスの向上に努める。また、研修などを活用し、職員の専門性を高め、多様化する入所者の課題に対応していく。 施設老朽化に伴う備品の故障のため、利用者の生活に不便が生じている。建て替えも含めた検討が必要である。		

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	年度当初の事業計画書、年度終了時の報告書、並びに月報報告、適時の実地調査により状況を確認、年度毎の評価を実施している。施設老朽化に伴う修繕について迅速に対応した。
2	制度活用による効果はあったか。	指定管理者制度導入前の経費が 7,623 万円。導入後の経費が 6,324 万 6 千円であることから年間で 1,298 万4千円、指定管理期間合計で 6,492 万円の経費削減がはかられた。
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか	経費については、措置費の改正等により増加の可能性がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	築 22 年のため施設老朽化が目立ち、その維持には、高額な改修費用が予想されること、また、措置費収入のみでは施設運営は難しいため、民営化は困難である。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度導入後も仕様書に基き、利用者の安定した生活と自立にむけた生活支援が実施された。DV被害者への対応も含め、母子生活支援施設の社会的役割の増大やその支援の専門性、多様性など福祉サービスの質の向上が求められている。

指定管理者制度導入により、仕様書の見直しも含め柔軟な施設運営が可能となったメリットを活かしつつ、職員の知識と経験を活用した継続的な福祉サービスを提供できるように、引継ぎ期間や更新のあり方を検討していく。

別 紙

◎ 次期指定期間

平成 22 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日

- ◎ 応募方法 :公募
- ◎ 職員の配置基準

仕様書では、以下の職員配置を求めている。

施設長1名

区分	主任母子指導	母子指導員	保育士	少年指導員	調理師等
	員			兼事務	
人数	1	1	1	2	1

(注)職員配置は国基準に基づく

嘱託医師

1名

心理療法担当職員 1名

「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切処遇 体制確保について」に基づく

夜間警備体制の強化:最低基準の配置があり、夜間の宿直制または常直制を実施し、夜間における入所者などに処遇が適切に行える職員体制であること。

「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に基づく

被虐待児個別対応職員 1 名:定数以上の職員配置と必要な児童への日常的な個別対応、保護者への援助などを実施

「「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」の 一部改正について」に基づくこと

◎指定管理料金 (上限)

316、830、000円

内 訳

3 1 6, 2 3 0, 0 0 0 円 (現行委託料×5年) 6 0 0, 0 0 0 円 第三者評価費用

◎指定管理者に求める達成すべき基本理念

施設の運営管理を行うに十分な実績(適切な施設運営理念・専門的な人材確保)が あるか

安定した運営が可能な財政基盤を持っているか

経費見積りが適正であるか

◎これからの予定

公の施設管理運営調整委員会(制度導入検証と今後の方針)	9月8日
公告	9月9日
募集期間	9月9日~10月9日
こども本部委員会(指定管理予定者の選定)	10月16日
公の施設管理運営調整委員会(指定管理予定者の選定)	10月21日